

鶴田病院診療案内

平成24年4月からの診療は、土曜日休診に伴い下記のとおりになります。

平成24年4月現在

科名 \ 曜日	月	火	水	木	金	土
内科	○	○	○	○	○	休 診
外科	○	○	○	○	○	
小児科 診察時間 (受付時間)	○	×	△ 8:30~15:00 (8:15~14:30)	×	○	
整形外科 診察時間 (受付時間)	×	△ 15:00~17:00 (8:15~16:00)	×	△ 13:00~15:00 (8:15~14:30)	△ 14:30~16:30 (8:15~15:30)	
眼科 診察日 診察時間 (受付時間)	×	×	×	△ 第1・3・5 13:00~ (8:15~15:00)	△ 第2・4 13:00~ (8:15~15:00)	

※ 午後は、入院患者の回診・手術等があるため、お待たせする場合があります。

〔 ×:休診
△:時間指定 〕



■問い合わせ先 つがる西北五広域連合 鶴田病院
TEL 0173 (22) 2261

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

○青森県後期高齢者医療保険料について

平成24年・25年度の青森県後期高齢者医療保険料率は、これまでと変わらず、均等割額40,514円、所得割率7.41%となります。

平成24年度の保険料賦課限度額は、55万円となります。

○保険料の決まり方

均等割額〔被保険者全員が納める額〕(40,514円)+所得割額〔所得に応じて納める額〕{(前年の総所得金額等-33万円)×7.41%} = 保険料(限度額55万円)

○後期高齢者医療保険料の軽減措置について

保険料の軽減措置は、平成24年度も継続して実施します。

■均等割額の軽減 被保険者とその世帯の世帯主の所得を合わせた世帯の合計所得で判定します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9割
33万円以下の方	8.5割
33万円+{24万5千円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)}以下	5割
33万円+(35万円×被保険者の数)以下	2割

■所得割額の軽減 所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

■被用者保険の被扶養者であった方の軽減 均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは…全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

○納付は便利な口座振替で

後期高齢者医療保険料を納付書でお支払いの方へは、便利で確実な口座振替をお勧めしています。

○1年に1回健康診査を受けられます

健康の保持増進のため、健康診査を受けましょう。(生活習慣病で服薬治療中の方でも受診することができます)自己負担はありません。

■問い合わせ先 健康保険課 国保介護班(内線145)

【広報つるた有料広告】



つるた調剤薬局 中央店

つがる西北五広域連合 鶴田病院・西北中央病院・弘前大学付属病院・国立弘前病院

その他どこの病院の処方せんでも受付けています。

青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字押上1-5 TEL 0173-26-6360 FAX 26-6370